

音声コードの印刷仕様詳細

(区が音声コードを作成し支給する)

【基本仕様】

- (1) 印刷する音声コードは、区が作成して、受注者に支給する。
- (2) 音声コードの横に、直径 6mm の半円の切り欠き加工を施すこと。(下図参照)
- (3) 音声コードの中心位置が、印刷物の端から 25mm となるように配置すること。
- (4) 受注者において読み取りテストを行うこと。
- (5) 受注者は実際の印刷に使用する用紙に音声コードを印刷したサンプル品を区に提出し、区担当課の確認を受けた後に、本印刷を開始すること。
- (6) その他の詳細は、下図のとおりとする。

音声コードの印刷位置

